

(第一類 第五号)

第三十一回國會衆議院大藏委員

會議錄

第十一号

二六三

昭和三十四年二月十九日(木曜日)

二月十七日

委員長 早川 崇君

閣提出、議決第一号)

理事足立 篤良君 理事担当
理事小山 長規君 理事坊
理事山下 春江君 理事石野
秀男君 久男君

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保
障条約第三条に基く行政協定の

荒木萬壽夫君 奥村又十郎君

する法律の一部を改正
(内閣提出第一五二、号)

卷之二

山本 勝市君
松尾トシ子君
横山 廣瀬
利秋君

連合審査会開会に関する件 揮発油税法の一部を改正する法律案

大藏政務次官 山中 貞則君
大藏事務官

物品税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一一七号)

國稅廳長官 北島 武雄君
委員外の出席者

案(内閣提出第一二七号)

大藏事務官長國稅局長泉美之松君

(内閣提出第三十九号)

月十九日

閣提出、譲決第一号)

金良祐曰「新乃ひ祐元一目君留任につき、その補欠として山田彌一君及

実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案

日 本 事 件

(內閣提出第一五六号)

委員大石武一君及び山田彌一君辞任につき、その補欠として福永一臣君及び福田一君が議長の指名で委員に選任された。

○早川委員長 これより会議を開きたいと
す。
連合審査会開会の件についてお諮りいたしま
す。ただいま本委員会において
二年ほどつづけてある一部の文三

第一類第五號 大藏委員會議錄第十一號

大蔵委員会議録第十一号 昭和三十四年二月十九日

う方がいい。こんなものを無理無体で
が、私にはわかりにくいのです。話を
聞いてみると、仲立手数料は一割く
らい。ところが、その一割の仲立料を
もらって五分の税金をかけると、差し
引くと残り五分、それから店の営業
費、あるいは番頭があちこち飛び歩い
たり、品物を見てきたり、諸経費を差し
引くと、一向思うようにいかぬと言つ
ておるんです。ただし、私は、陳情が
ありますと、そんなこと言うたって、
君ら国民として税金払わぬと、うまい
こと商売だけやろうといふようなこと
は勝手過ぎるやないか、だからまあ三
分くらいの税金にしたらほんとに全部
払うか、それも無理な税金だから全部
まけてもらいたいが、三分くらいにして
たら、脱税せぬよろに組合がお互にに
協力して、大体政府の予定する予算額
くらいは全国協調提携して喜んで納め
るようにする、そしたら、ごたごた
れは私が業者に説得したときの話です
よ。ただし、私の趣旨は、これは免稅
にすべきだ、こういう考え方を持つてお
りますが、当局の方でこの五%にした
のは、減税のやかましいときだから、
ちょっとついでに半分に——何でもか
んでも五%，一〇%，一五%というよ
うな様式でいいているように思うので
すが、そういう意味でこれをなきつた
のですか。免稅にする意思はないか、
あるいはまた三分にしたらきれいにト
ラブルなしでやれるという申し出があ
るが、こういうことに對してどういう
意見を持っているか、一つ承わりたい。

○原政府委員　書画骨董の課税についてお尋ねでござりますが、ただいまのお話は、主として扱います業者がなかなか利益のさやが少い、あるいはいろいろな形の取引があるといふような角度を中心にいろいろ議論が出ております。そういう筋に乗つてのお話が多いようでございます。私どもも、そういう角度での問題がいろいろあることは十分承知し、また本件を解決するについて考えなければならぬ点だけは思つております。しかしながら、物品税の税率なり負担なりを調整して参ります本筋は、やはり国民が直接税だけでは税金がとてもぎくしゃくしてかなわぬ。間接税に相当持つてもらわなければならぬ。間接税の中でもやはり負担力の多い消費にはよけいかける、負担力の少い消費には少くかけるというとをいろんな資料から十分觀察して、税負担に厚薄を盛るという大筋を通さなければならぬといふ角度があるわけであります。間接税でいろいろ議論が出来るのは、実はただいまの業界的な立場でのまことに不都合がいろいろあるわけでございますが、そういう角度からの線は声が非常に大きく出ますけれども、ただいま申しましてもう一つの面、つまり間接税を五千億なら五千億負担していただくとすれば、どういう消費によけい負担していただかかという角度からの議論は、問題が非常に大きいのですからあまり出ない。私ども、一昨年の春この委員会の御決議で御要望になりまして以来、じつくりそれを検討しているわけです。まだこれで満点だという結論まではきておりませんが、その角度からいろいろ考えますと、書画骨董は、いろ

んな消費の中で——消費と申しますか、いろんなそういう購買の中で一番担税力がある種類の支出であろうと、だれしも意識的に考えます。たびたび申し上げております消費支出彈力性の値にいたしましても、一コンで幾らといふ通常のものよりも、所得の多い人は、はつきり出ておるというようなことがございますので、これを単に取引形態が複雑であるから無税にするという極端なことはできないという考え方でございます。それはやはり両者を勘案して妥当なところにきめるという角度でいかななければならぬと思つたわけです。そこで、今回御提案しました場合に、その点でどういうことを考えたかと申しますと、ただいまも言及がありましたように、本人同士ならかからぬ。これを純粹に言えば、本人同士で、あつても、書画骨董を買ひんだからかけるのが論理的に当然ですが、これは執行上とうていできない。やはり業者を通じてする場合に限つてかける。これは執行上の理由であります。ただし業者を通じましてもいわゆる委託である、これは業者が間に入つているが、法律上の売り手は本人なんだというようなことで言われますと、どちらそれは法律的に課税しにくいやうな状態にあります。これは業者が間に入つてゐるのですから、負担をしてもらつてもいいと私は思うのですが、それが、そういう法律上の形をとることによって、いわば回避されることにならう。そうしますと、こういふものにどうしても税を負担してもらおうと思えば、そこの穴をふさがなければならぬということになるわけです。今回お願

いしておられます物品税法の五条第一項の改正規定には、そういう場合に、委託であるからといって、課税にならぬ、本人の販売だといふのでなくして、それは業者の販売とみなしますといふにお願いしてあります。が、やはり物品税は消費の性質に従つて負担してもらつものは負担してもらつ、課税の方式がそのため能率が悪いものは改めようにするということで、今日全般を考えております。従いまして、この点ではきつくなるわけです。それも考え方、またかたがたお話をのように書画骨董は何回でも回転する。そうぐるぐる回転もないと思いますが、何回か回転するということを考えて、従来の一割を5%に下げたということで、5%というものはもちろん達観の数字でありますけれども、私どもとしては、諸般のバランスから考えますと、これをさらにお下げるということはいかがかと、いろいろな感じを持っております。そういう気持であります。

たつてだめじやないかと、みんなしかかりつけておるのです。納税の義務の大切なことがわからぬか。けれども、あまり無理だと思うよくなやつは……。だから、業者から無税にしてくれときやあきやあ言うってきておるけれども、ちつともかけぬで国民の義務が果されるか。それならこれを三分ぐらいにしてくれたら、われわれが自発的に協力して、そして業者全体がようやく税金を納まるように絶対にやりますから。それはどうするか。納税組合を作つてそれから先税額一切引き受けます。東京と大阪の業者が主体となつてやつたら、大ていのことはきけますから、税務署とけんかするよなことはしたくない。気持ようやる。けれども、その一面、納めておる者があつても、する業者がたくさんおつて、これは脱税してしもろては、せつかくぎめても何もならぬことになるというような結果になるから、気持よう納められるような方法をとれといひので、私は三分案といひものを出しておる。この点について山本先生から関連質問をやらせいと言ひますが、私時間の都合もありますので、関連質問はしてもらいますが、先生十分くらいでよろしいか。それなら私の方から十分くらいということで……。

であるとか、そういう点から言えば、確かにこれは大いに取るべきだ、こういう結論になるんですよ。なるんだけれども、実際問題としてあいのうようない音もしないし容積は小さいし、取れるのはむずかしいことはおわかりだろうと思う。残りの二割はどうしても脱税をやっておる。実は大蔵当局も取つておるかといふと、これは百貨店などあるいは美術クラブから取るとかいつたような、だれが見ても取れるところで取つておるんであつて、残りは取れない。これを今度は六条に何かつけて、委託販売をした場合は、委託でなしに売買したものとみなすといふことで取れるとおつしやいますけれども、私はそれではやはり取れないと思う。実情をいろいろ研究してみますと、これまでには委託の場合は取れなかつた。委託とはつきりわからぬ場合には、国税庁の通達で委託でないと認め取る。こうしたことになつておつた。ところが、委託といふと立証するためには、だれが頼んでだれに売つた、その仲立ちは委託でやつたところが、実際問題として、売つた人は、金が手に入ったというので、税務署からその譲渡に対する所得の問題でにらまれるから、名前を出さぬようにしてくれ。買つた方は、十万なら十万で買つたその十万円の金はどこから出てきたんだといふことをやはり税務署からにかわらず、委託といふことの立証が実際問題としてできない。また法律上

も、本人が頼んで名前を出さぬようにしてくれといった場合に、默示権に間に合うものですから、言わぬといふ場合にはやはり商法上言わす方法はないよりであります。そうすると、本人は手数料を一割もつてやつておればならぬ。納めて一割取られてしまふ。今度は利益が全部なくなつてしまふから、全部を伏せてしまふ。所得税は納めることを少しもいとわぬ人にとっては、物品税の脱税のみならず所得税も隠してしまうということになつて、國家としては、物品税のみならず所得税も、所得税もまた十分つかめないといふ欠陥を来たしておるのだと思う。ですから、取れるか取れないか。現に、今度の改正におきましても、直接売り買った場合には、業者を経ないときには取らないといふのであります。しかし、これも税効力といふとの原理からいえば当然取るべきなんです。しかし事實上取れない。今度は仲立ちみなし税で取ると言いますけれども、なれば、新聞記者が絵かきとも悪意で、あってしようつちゅう入りしているからいふべきなんです。しかし事實上取れない。今度は仲立ちみなし税で取ると言いますけれども、なれば、新聞記者が絵かきとも悪意で、あってしようつちゅう入りしているから、新聞記者に頼むと売り買いかぎりは、新聞記者が業であつて、美術商ではないんですよ。ですから、これは取まるといふ場合に、その新聞記者をつかまって、これを業者とみなすといふことで一体取れるか取れぬか。新聞記者は、新聞記者が業であつて、行政庁に押しつけることはできない。それを行政庁があくまで残せといふんだつたら、私がかねがね

言っているように、なぜこれまで取れなかつたか。会計法の第三条ですか、税は取らなければならぬと書いてあるのに、取らなかつたことに対しても、は、国税厅から責任者を二、三人出せとまで私は極論するんです。将来も結局取れないものをあくまで取れと言つて、どういう方法で取るかということをいろいろ考えてみますと、われわれ民主主義の生活を全部破壊して全体主義になつて、このうちは大きいから持つていてそだといつて、人のうちへ乗り込んで行つて、押し入れをあけてひっくり返せば、それは取れる。しかし、そういうことはどうしてもわれわれ民主主義の生活ではできない。だから、何とか取れる方法があれば認めようということを、私は最初から申してきた。だんだん考へてみますと、結局は、今山村さんのおっしゃつたように、税率をうんと下げて、業者に監督をさせる。新聞記者なんかは取れないでしようけれども、ボスなどは業者仲間ではわかっているのです。だから、できる限り取るということになれば、従来所得税、物品税がともにだいぶん引っ込んでおつたのですから、業者が太体このくらいならばみんな申し合はして出そうということになれば、税率は下げても税収額はうんとふえてくると思う。

理由がありまして、取れる程度まで方法を変えないといけないというのであります。これは答弁を求めるよりも、せつかく山村さんが出されたのですから——大体書画骨董なんということをしつこく言うことは、よほど勇氣のある者でなければやれない。そうではないと、あいつはくさいと言われる。だから私のような者でなければしつこくやれないのですよ。ラムネの話かそこらの農家の話ならやられますけれども、あいう実際あってもなくてもよい——もう一つ申し訳おきますけれども、ことに書画骨董の場合は財産として持っている。だから、財産として持つておるもの、売ったり買うたりするような性格を持っておるのですから、これは一つの財産税のような意味を含めないと、取るという根拠は出でぬのじゃないか。担税力という意味の中にそれを含めないといかぬのじゃないか。中にはもちろん成金で、やみをやっておって、ちゃんと書画骨董を買いたいやつもありますけれども、例外的にはいろいろ問題がありますから、これまでの交渉の過程でも五分といふことで、よほど譲ったように言われますけれども、私はまだ十分了承していないのです。追つて最も妥当な、税収があなた方が予期しておる以上にちゃんと取れて、そして民主的生活を破壊しないような方法を一つ提示するつもりでありますから、お考えおき願いたいと思います。

はどちらもしかしある程度のスペースになりっぱなものをでないと並べておられる。売れた分も相当部分が委託である、こう言われる。これはいかにもおかしいといふうに僕らは思うわけです。こういふことは委託じゃありませんよ、委託であつても納めるのですよと言つて、私は一向差しつかえないと。そういうふうにすれば大部分が把握できるわけです。やはりこういうものには担税力があるといふことであるなら、納めるようにする。納められるよむずかしい面が残る。それは税法をあきらめているのじやないかといふ執行のむずかしい面を一般化して、それから三分にして自主的にと言われますけれども、私は、それはその際は納まるけれども、その三分もまたぐずくずになる。よくいわれる遊興飲食税あたりのボス課税というようなことになります。やはり税といふものは、はつきりとした執行のできるベースを作つて、公平に納めるというふうに持つていかかねない道行きだと思うのです。私は、やはり税といふものは、はつきり性質からいえば、物品税を相当額納めていただかなければならぬものであるといふふうに思ひますので、先ほどのような方向に行かなければいかぬのじゃないかと思つております。

れを持つてはいるからかかるということはない、これを買うときにはかかるといふうに考えております。いわんや、やはり消費税の一種であるといふうに考えておりまして、これの方は譲渡所得の方でありますと、これの方は譲渡で昔十万円で買ったものが、今五十万とか百万とかで売れば、そこには所得があるのだから、これから取るといふわけで、財産税の考え方には入ってこないと思っておるのですが、それは山本先生のことですから、いろいろ深い御理論でおっしゃることと思ひますので、またゆっくり伺いたいと思います。

○山本(勝)委員 もう一つだけ。

今の最後の言葉ですが、これはこの税だけじゃないのですけれども、大蔵省が、とかく、国家がインフレ政策をやっておいて、そしてインフレ政策の結果価値が上つた。土地の問題でもみなそうです。再評価税といふものをかけておりますが、再評価税だとか、譲渡所得で云々と、前より価値が上つたと言いますけれども、一方でインフレをやっておいて、買ひたときと売ったときの値段の開きを本人の利益であるというようなことで税を取るといふ行き方も、私は考えなければならぬと思う。これは財産を持つておる人が同じものを持つておる。一番確かなことは同じものなのです。その同じものが以来の激しいインフレとそうでないインフレとありましたけれども、いずれにしてもインフレで物の価値が上つた

たものとして税をかける。これは、國家が一方でインフレをやつて価値を上げておいて、一方でその差を取るといふのは、一つの略奪だとすら考えられる。これはこれだけの問題でないですけれども、買うたときと売るときに値が違うからといふような議論、そういう問題も実際に含まれておるといふことです、インフレ政策の時代には結構税金を払う者はなくなってしまいます。もうけたも負けたといつても、帳面づけでもうけたことになつて、利益があつたからといって税金を納めたところが、最初持つておった品物はすっかりからになつてしまつたといふことは、もう御存じの通りです。これもあり議論をし出すと長くなりますが、それが承服できないのです。今言つた最後の点もね。

考慮していたくだくといふことを希望しておきます。
それから、次は、やはり物品税関係ですが、ズルチン、サッカリ、これがどうも取りにくい税金で、私はよく内容を知つておりますが、国税庁の方はどうも取りにくい税金で、私はよく困るだらうと思う。これはきわめて簡単な、しかも軒先のちよととした工場でもできるのです。だから税金が里うようにならない。これは朝鮮人ががとうの方の実際の面はやつておる。これほとんどが税金をなかなか払わない日本人だけ納税の義務をよく知つておつて、そしてその正直なまじめな人が税を払つておる。そして脱税でおる人の分だけかぶつておるといふようなこと。しかし、大蔵省の方であります、こういう取り方をやつたらいいかぬといふので、今度徵税要綱の中にもうたつてあります、この業者からはかなわぬから、今度は原料に課税する、こういうふうに納税対象者を変更しておる。そうして三百円のところを一百円に下がたといふような格好だが、原料はいろいろありますから、いろいろにかけるから同じようなものですが、しかし、これも対象者が困るからといって、どつちにかけてやううといふよくなやり方でなしに、その人に納税の義務をよく納得させて、また無理のない税金で納めやすくなるような手段方法を講じてみて、それでもどうやら、それでもどうやら、原料製造屋は資本が大きまつたら、原料製造屋は資本が大きめ、世の中には表と裏がみんなありますから、それで、今度原料課税になりましたら、原料製造屋は資本が大きめ、原料を無理にこれがために製造しま

のを製造するのに副産物としてこの原料料ができる。そのズルチ、サッカーリン類の原料に課税するということになると、大きな資本のやつが今度はサッカーリンまでこしらえてしまう。そしたらそのまま無税になる。ズルチをこしらえる原料、サッカーリンをこしらえる原料料に課税するといふことだらう。原料屋が製品までこしらえてしまったたら税金がかからぬ。だから、そういう裏を考えてみましたが、百円といふことにして、これはどうしても納まらないで非常に困る。往生しておるのだから、これは三十円だからして、これは百円になつてしまつた。税金がかかる。それで、そしてせめて口が、百円といふことにして、これはどうして一生懸命税金を払つて、みんな得心して納得納税にしている。納得納税にあって、本人を主体にして納税組合を作らしくしていくような方法に考え直したから、どうですか。こうむやみに税金の対象者が変わられるといふと、今までこちへかけておつたのだが、こつちの主はこととは減税してもらおう、だれかれもそう思つておるのに、これがばかりと税の対象者を変えられるといふと、これは、税の体系の上からいっても、そろむやみやたらに、日本国だからたらかまわぬ、どこにかけてもいよいのだと、いろいろなやり方は、あつた。そこには、税の対象者を変えるのではないか。そういう点について一つ大きいに考えてもらわなければならぬ。その点はどうですか。

山村委員のお話は、抜けるから、何といふか裏があるから、結局このへらいところで、うまくやつておけといふようなお話をなんですが、私どもは、やはりどうにも抜けてしまふがないといふものは、むしろあきらめる方向にいくべきじゃないか。公平に把握し得るような仕組みを極力作るということにまず努力すべきではないかといふに考えるのは、今回ブルチン、サッカリンを原料段階でとらえるならば、お話のようにそれは相当大きな製造設備が要る。そういうときわんとした大きな製造設備を持つ法人であるならば、大体常識的に賦税などということにくせくするということはなかろうといふうに考えて、あえてこの際三百円を百円と、三分の一に税率を下げる。そのかわり把握は完全にやりたいといふうに考えておるわけです。私どもとしては、この方向で今まで正直に納めていた人の税は三分の一になる、しかし今まで逃げておった人はまるつきりこの税を取られる、それがいいんじやないかといふうに思つております。やはりそういう方向でいくのではなくて、お話のように適当なところでやつておけといふうことになりますと、これは切りのない話で、かつ、総額は幾らか取れましても、その中での不公平といふものは非常に残る。やはり今後税制なり税の執行なりといふものについては、今申し上げたような把握をしつかりできるような仕組みを法律的にも作つて、そして公平にかけていく。今回ののような場合には、それを考えて、税率も相当引き下げる。これなくて、砂糖の負担、その他の負担等

○山村(庄)委員 今のお話によりますと、わしとあなたと目的が一緒なんですね。税率を下げてやれ。本人から取るようにならぬ。そうすると今まで脱税しておる連中もみんな納めるようになります。この業界の中には、高いから逃げて、逃げたから税金だけでもあらかる。そういうような手合が多い。私は二十年ほど前にこれを扱うて、自分で商売していたことがあるのです。それだから、この内情をよく知つておるから、あなたに申し上げたのです。これは、三十円くらいにしてやると、すつきりよく納まる。そうして、文句なしに税額も入るし、みんな気持よく納められるというようになる。この業界の内容をもう一ぺんよく調べて考えておいてもらいたい。私は、きょう一問一答をやって、理屈でこねて、びしゃびしゃと、ようても、あかぬでも、片づけていくというような考え方を持ておりますから……。

それから、その次にもう一つ聞いておきたいのは、嗜好飲料のうちで果汁について税率を引き下げる。これは非常にけつこうなんです。税率を引き下げたのは非常にいいのですが、どうやら、大蔵省の空氣というか、社会党に言わしたら漏れ承わるところによれば、いろいろよな言葉を使つが、私は空気で、大がかいできただよな言葉でもつていいますと、政令でもって果汁の内

容あるいは品質等に格段の強いきゅうりを据える、こういう方法を考えておられるように思つておる。製品の内容その他といふ問題は、税だけの問題じゃない。指導監督といふものについて、農林省なり厚生省がやらなければならぬ問題であつて、しかも、こういうような政令をやると、税の本質から、こういふうに減税をやるんだ、これだけは大蔵省の範囲だ——それを大蔵省がまたその減税の方針に沿わないうような——減税しても何にもならぬ。かえつて実質はよけい高くなる。そうして業者はよけい困る。一部でよけい、大きなそれ以上のきゅうりを据えられる。そしてもう一切製造しても引き合わぬ、そういうにおいがあるのですが、もしさういうよけいな指令を出されるのだったら、一つ農林省、厚生省並びに業者の代表等を呼んでよく実情を調べて、そして大蔵省だけの勝手のよくなやり方をせないで、せつかく減税をやるのだったら、まことにありがとうございますと心から札を言わせるよくな減税をしてやる。減税をしてやりながら、あつぶつと言つて、これは何にもならぬ、えらい目にあら、インチキや、こういふうことになつては、せつかくこの大蔵委員会であなたの方の原案に賛成して、心底からそう思つて減税してやつたぞ、こういふうに思つておつても、本人自体、業者自体の方は、何にもならぬ、えらいスカを食わされる、こんなにおいがあるのですかどうですか。これを一つ……。

○原政府委員　お話の、実情を關係の所管省その他実際にやつておる人たちとの意見も十分に聞いてといふ点は、まことにごもっともなことで、私どももその意見を十分聞いていたいと申します。ただ、今回この果汁関係を刎ることにごもつともなことで、私どもも置しております趣旨は、従来二十と二十になつておりますのを一本の十にする、ということがまず大原則で、その中で天然果汁の多い果汁について特例を設けるといひますのは、これは農協なくしてかで實際に果物を使つて果汁を作るといふようなものについて、政策的に特例を設けるといひますか、軽減をしようといふ趣旨なのであります。いずれにいたしましても、従来より増税になるといふことは考えられない。従来は二十が本則で特例が十になつておる。今度は十の本則、特例五%といふことであります。で検討いたしたいと思つております。それから、重くなると、いふことは考へられないと、いふことは考へられない。従来は二十が本則で特例が十になつておる。今度は十では、なおお話をよろんな点も十分含んであります。私は、大蔵省がこれを変えるのを、いろいろなことについて、よくよく困ります。それで、その他の事情によつて変えるのがあるらうと思うから聞いてみるのでですが、消費税を下げるというのはけつこうであります。しかし、関税を上げるその上げ方が、よくよく困ります。なぜなら、その他の事情によつて、砂糖一斤について二円値上がりすることになるのです。この本質は、国内産の各砂糖を指導奨励して増産する、そつして外因からくるものをできるだけ少くする

いろいろ大きな政策の上から出てきておる
ことで、これは大へんけつこうなんで
す。テンサイ糖や黒糖もあるいは沖
縄、大島糖、またはブドウ糖の増産、
改良政策を盛んに行う。これは非常に
いいのです。しかし、それをやるがた
めには、これらの指導奨励等について
は、農林省やあるいは通産省あたりに
おいても相当の考え方があつてこうい
うふうに出てくるのだろうと思つが、そ
れには相当の補助金とか助成金とかい
うものをその方において出しておるよ
うである。税金は、その性質上、技術
上、一方を下げて一方を上げなければ
ならぬことはある。けれども、そのど
さくさにまぎれ込んで、そうしてこの
際ビンはねしてやろうといふようなイ
ンチキな大蔵省のやり方がここに現わ
れてきておる。だから、消費税を下げ
たら、下がった分だけきつちりそれだけ
関税を上げるといふことにしたらどう
ですか。関税の方をよけい上げて、事
実上砂糖一斤について一円九十五銭、
二円値上りすることになる。輸入の砂
糖は、これは日本で精製しますと五分
といふものが減るのです。減ります
と、減った分は再製された砂糖にまた
その価格をかけていかなければなら
ぬ。私の計算からいへば二円五十銭
くらい上る。ほかの議員さんのお話を
先ほど聞いたら一円九十五銭上る、こ
う言つておるけれども、そういう点も
いろいろ考えてみますと、この際に砂
糖の実質値段が二円上るといふような
ことになりますよ。この前に、二、
三年もかかつて審議会を開いて研究
して、やむを得ぬとして私鉄運賃を
ちょっとばかり値上げしたからといつ
て、運輸大臣の不信任というよろなご

蔵省は元締めのことをやつておるので大いに考えてもらつて、政務次官なんか大臣にかけさせぬようにしてもらいたい。ちよとばかりのことで、気持がきたないぢやないか。やりかえのどさくさにまぎれ込んでさやを取るなんて、あつときれいなことをやらせて、大臣に間違いを起さないようにしてもらつたらどうか。ただ、これはまだ国民は今知りません。菓子屋の業者なんかは知つているらしい。それでわいわい言つておる。しかし、菓子屋がわいわい言つておるうち、国民全体、おかみさんも子供までみんな知つて、砂糖の値上がりはけしからぬといふ世論が私は今に起つてきはしないかと心配しておる。そんなことになると大へんですからね。何も余分に取る意思がないのだから、消費税の引き下げだけが関税を上げるというふうに、そろばんの上できつたり合せるようにしてもらいたい。これは、われわれ自民党は国政をあずかっておれば国民に対する一大責任があるのでから、こういう筆の先で大蔵省の名が汚れることのないように、一つ考えてもらいたい。この点のいきさつを……。

なって参りますと、企業はどんどん工場を作る。作ったたら利益の出る金で買ってくれというような勢いになつてきたります。これをそのままやつて参りますと、どうも三十億やそこいらの赤字は現在でもすぐ出るような勢いになつてきておる。私どもは、「この際、そういう企業が工場を作つて、この工場は高くついたから高く買つてくれということを一々判定して買うといふことをやつたら、その価格の算定や何かでえらい間違いが起りやすい。むしろ、関税を相当額上げて、その中で自由にしたいと思ったのが、今度の振りかえの根本的趣旨なのであります。その際、しかば今の二円弱の問題であります。これが国内の砂糖の分には、関税はかかるのである。その分だけをとんとんにするには、二円ぐらいの値を上げなければならぬ。それをそういうふうにしました趣旨は、つまり国内のテンサイ業を保護するための振りかえ措置である。保護するために関税を上げて砂糖消費税を下げていく。その結果三十億なり何なり損が出る。これを納税者の納めた一般の税金で補てんするか、あるいは砂糖の中でこなすかということを考えたわけですが、やはりテンサイ糖に対して補助が必要とのことです。その場合、御存じの通り財政が相当苦しいときでありますので、テンサイ糖の保護は、結局、国内の砂糖消費の将来に対し需給という強いペースを整えるわけですから、これを砂糖を消費する人に負担していく。だくといふことも、一つの考え方としてできるのじやないかということを考えて、今の一円、差しあたりの年度で三十億ぐ

らいになりますか、これは砂糖を消費する人がお互いにそれだけ負担はふるる。しかしその結果国内における砂糖の需給度は急速に高まる。御案内の通り各社がきそつて工場を開けようというような勢いになつておりますので、そういうことのためにそれをがまんしていただきたいというふうに考えたわけであります。

うなことやつたらあきまへん。一国の財政をまかして、国民は世帯を安心してまかしておるのや。これはよう考えてもらいたい。わしは関西弁で妙なことを言うたり、また言葉が荒いけれども、気がいいのやから。これは一つはよう考えてもらいたい。政務次官どもですか。こんなちよつとのことでピンを引くようじゃだめや。

○山中政府委員 山村委員の御質問の内容ごともうとありますて、私どもも考え方といたしましては關稅振りかえ相当額を消費稅としても考える。だからとんとんでいこうという考え方であります。しかし、反面国内産糖の保護、助長、育成といふ実際法文上は買入れる事ができるとなつております。全量買局長が申し上げましたよくなてん業生産振興臨時措置法に基く買入れがります。一方工場も非常に増設の傾向に現実にはなつておりますので、そろそろいたしますと、現在ののような状況のままい入れが慣例として行われて参つております。一方工場も非常に増設の傾向を無制限買入れのために相当額の財源をつき込んでいかなければならぬといふ趨勢が見えて参りましたので、まざまざ移行いたしますと、今後國はそれを現実にはなつておりますので、そろそろいたしますと、現在ののような状況のままい入れが慣例として行われて参つたので、そこらで關稅等の輸入等の操作によりまして、国内産糖の保護政策といふものを打ち出していくことができないだらうかといふのが、そもそも考え方であつたのであります。いわゆる國內産糖の保護の主管省たる農林省では、もっと大幅の關稅値上げを要求いたして参つたのであります。これによりまして、国内産糖の保護助長のみならず、今後育成の方向に向つて、たとえ

ばカシニヨを原料といたしますます結晶品で
ドウ糖の生産をも開始し得るよらな品です
件をもここで整えておこう、といふことは
うな考え方も農業政策上あつたようぢ
通り、この段階においては、現実には
糖消費者、すなわち一般国民大衆が本
はり政策上おもしろくなからう。しなか
しながら、関税に振りかえただけのと
当りにいたしましても相当大きな負担
を負うことになりますので、これはや
うに政策上おもしろくなからう。しなか
らうか。今後生産を促進をし、従つて
国内産糖の生産に今から取り組もうと
する農民の直接の意欲なり、あるいは
国の政策なりが助長されていくかとい
うことになると、やはり少し関税の支
をかさを高めて、これに関税障壁みた
くことになりますが、まさにおつしやる通
いな形を少し設けてやることによつ
て、優遇措置を講じてやらなければま
ずかしいのではなかろうかといふことが
が結論になりました。ただし、その梗概
につきましては、まさにおつしやる通
りの二円なり何なりの幅といふものが
議論の焦点になつておるわけであります
が、たたきなことには、これは一
般的な問題ではないのであります
砂糖の斤当り価格が今のところ予想以
上の低値を示しておりますが、私ども
がただいま算定いたしておりますの斤
当りは七十一円が基本になつておるの
であります、流通価格の実際は六十九
円程度で回つておるよでござります
す。そこで、この際に二円の上乗せを
七十一円の私どもの基本のところに考
えて乗せるといつたましても、実際の
流通の場合のはね返りといつたまして
は現実価格六十九円に二円を乗せるよ

らば、この程度ならばいいではなからうかといふ、大臣を中心といたしまして十分に考えた上の政治的な配慮も加えての結論でございます。これが私どもいたしましては非常にいい時期に遭遇したたといふこととともに、この程度の幅であるならば、御指摘のようなおしかりは政治的に免れ得るのではないかろうか、こういう結論でございますので、御了承を賜われば幸いであると思つております。

○早川委員長 山村君、大体午前中といた約束ですから……。

○山村(庄)委員 私は、「はと」で帰る予定のやつを引き延ばして、四時、「こだま」で大阪に帰ろうと思っておるんですが、もう二つだけ重大な問題があります。その次は入場税、ここへ入場税の親方が来ておる。政府原案によりますると、五十円以下、一の線を全然知らぬ顔の半兵衛でほつたらかしておる。それから二と三は、これはそのまん中の中間へ数字を引いて、そろして二にする。で、上は、これは三だけにして、一切全部三にしてしまふ。こういう案です。それから、この間社会党の横山さんの案を聞いてみますと、現行の一も二も、またもう一つ欲ばつて三のまん中ころまで、百円まで一にしてしまえ、こういう話。それから、四の線までを二に、百五十円以上を三に行の「一も二も」、まだもう一つ欲ばつてせよ、こういうお話ですが、これは政府案も考えられる点もありますけれども、下の方の大衆のところを何も考えないとほつたらかしでやるのだ、高い上方だけ考えてやるのだということでは、ちょっと聞えませんで。それから、社会党さんは、ちょっと聞いたたら

いいことばかり言うのや、いつでも、どこでも。そやけども、実際にそらばさんと比較対照したら行わぬことを、やろう、やろうと言ひて、これどろ食らいつきはいいのやけれども、実際の専門家が考えてみると、あれはちょっと無理やといふようなことがあけいある。これは社会党的伝統や。いろいろ税の実態から考えて——ここでこの間横山先生があそこへ表を張つておつたから、社会党的案だと、私はこう考えておつた。これも何も自民党的案だとは言わぬが、山村案として一つ出してみたいと思います。私は一と二を一つにしてしまふ。それでこれを一にします。それから三と二にする。それから四以上をもつて三にする。こういう考え方です。(発言する者あり)ちよつと横の方からも——一つ土びん口は默ってもらおう。これに対して業界全体の声といふものも、これも考えてやらなければならぬ。われわれは民衆の代表や。世間の声といふもの、また業界の声といふものを——わし率直に業界の声を伝えておきますが、これは、三十円くらいの免稅点やつたら、そのくらいのものやつたら、もうやつてもらわぬ方がましや、名前だけ政府にいい顔さして、実質は何も得にならぬ、そんなことあかん、こう言っておる。わしは率直に言いますよ。それから、入場税の減税をしただけ今度入場料を引き下げるとかいふ命令を出すとか、条例を出すとか、政令を出すとか、法律できめるとかいうことを言うておる。これは、実際にいて、業者は、そういうふうな実情をいろいろ考えてもらつたならばでけぬ、こう言ふ

まで伝えていたのですよ。それで、結局として業者の連中の言ひには、大蔵省案の通りに改悪をされるのやつたら、むしろ現行のままでほったらかられておいてくれ、こう言うておる。改悪案と言つておる。これはどうも一つ感心からこの山村案というものは至当だと思ひ。これは業者の意見を何も聞いていません。一つ私の言うことを考えておいてもらいたい。

私は入場税については苦労しています。文句があります。ここでこれを二つ申しておく。この入場税といふのは、これは非常にいい税金ですよ。さればもとは地方税だった。これは徴収費が要らぬのだ。税務署の役人は大ざっぱな要らぬ。ちょっとおつたらい。そして興行会、組合等に現実に命令しておいたらちゃんと持つてきてくれる。切符なんか判を押してちゃんとしない要らぬ。ちょっとおつたらい。この税金はインチキが一つあります。徴収費が要らぬとよけいないので。徴収費が要らぬとよけいないので。それで、私は、地方税のとき取れる。それで、私は、地方税のとき一生懸命になつて、よし、こいつを一つふやしてやれと思うて、映画館や何かどんどんこしらえるのをむあみやたらに許可した。税金がよけい上つてくるようにと思うて。そうして大阪府で三十億ぐらい上るようになつてしまつた。そしたらこれを政府がぱつと取り上げた。その取り上げる取り上げねというところで、どうしても政府が地方税をそんなに取り上げて財源をひたくるのならば、同じ税金のうちでも入場税をやめて遊興飲食税を取つてくれ

い、黙つといてくれ、わしがやつてやるから、こういうことなんです。

約の以外の線でやれというよくなきび
しいお申し付け等も公的に申し入れが

を通じて皆様のお手元にお知らせいたしてあります通りに、三〇%頭打ちの

と思うがどうかといふたら、昔は織物消費税というものがあつたんや。だから

高過ぎる、無理だというやつだけをこの減税の機会に引っ込めてやつたらい

私の案はその中間をとつて、できに
くい案でもない。また一と二と一緒に
することがいかぬといふなら、二の途

ございました。そういうような関係もありまして、私どももいたしましては、では入場料についてほどの点を基

五十円以下据置、百円までが二〇%、以上が三〇%という、簡単な区分ではございますが、調整をはかるにとど

新税のようだが新税ではないという、妙な、けつたいたいな答弁をしてもらひたんですが、これは今度の法律案の説

い。それが調整なんだ。今度の調整は、何も今までかけておらぬものを、新しい税の対象になつておらぬものを

中まで、まあ七十円くらいまで何かにしてやるような工夫をしてやつて下さい。上の方はどないしてもよろしい。この点を一つ考え方直してもらいたい。また、小西親分が、大蔵大臣のところにどなり込みに行つたりして、妙なことをやつてけがしたり引っぱられはいかぬので——そんなことやりか本方針として手をつけるか。もちろん最も基本的な問題は入場税についてはことに映画が重点であります。が、一般大衆が最も利用するものの料金を下げることがます第一であります。次に、議員提案等によりましてすでに頭打ち三〇%に抑えられております種目が演劇、純音楽その他でございますので、

まつたというような結果になつた次第であります。御指摘のように三十円以下の臨時興行等についての免税措置を一応加えましたが、これは、御指摘される通り、確かにその程度では業者の恩典になり得ない、あるいはまた一般大衆の恩典にも全く部分的、臨時にしかなり得ないということは十分承知

明の要綱の中にもはつきりと書いてあるのです。それは、新規課税するもの、こういうようにはつきりあなたの方で書いておる。そして、新税だというたら新税ではないというように、なんや持つて回ったややこしいことを言わなければならぬ。昔なるほど織物消費税といふものはありました。あつ

国民に対してばつとかけるといふのだから、これはでこぼこ調整ではない、こんなものの。その範囲内において高過ぎるから安くしてやる、低過ぎるから高うもらうのだというのが調整なんだ。こういう新しいものを別の観点からこういう政策をとるということは、これはもう大へんな間違いである。新

ねへん男だ。そういうことはしたくな
いから、一つよろしく大蔵省も考えて、とき
によつたらわれわれは修正案を出すか
もわからないけれども、そのつもり
で、今あまりかたいびしゃつとした答
弁をすると抜き差しならぬようになります
から、それだけあらかじめ御承知
の上で、この点についての一つ簡明な
答弁を願いたい。

○山中政府委員 私から、山村委員の
質問につき、基本的問題につき、この
二点と実は中心に考えて事業を開拓

同じ入場税で、一方たとえば歌舞伎
座等で特等席でかりに見ても税率は
三〇%の課税であるが、映画館に行け
ば五〇%になるということは、やはり
同じ入場税の中では不合理ではなかろ
うか。従つて、議員立法の趣旨を尊重
して、頭打ち三〇%の線はまず尊重し
なくてはなるまい。従つて、映画の場
合には五〇%、四〇%といふものは
三〇%にそろえなければならぬ。こ

いたしておられますか、何分にも以上の
ような制約によりましてこういふ結果
に落ちつきました。だから、私は大蔵
省の案が最上のものだとは決して考え
ておりませんので、この過程において
も繪ワクなりあるいは比率なり条件が
ござりますが、そのワク内ならばいか
よるなる党の方のお知恵が拝借できま
しても、そういう線をえくずしておら
なければ、いつでも拝借いたすつもり
でござりますと申し上げて参つたつも

たけれども、工合が悪いから、都合が悪いから、これはやめたんや。やめたというのは、いかぬからやめたんや。そのいかぬやつをまた新たに持ち出していくこうとする。こういうことについては私は苦しい答弁を大臣から聞こうとは思つておらぬ。はつきり新税だとも言わぬ。またとにかくこう書いてあるのだから、そんな事務的なようなことに至るまで、この法律案の提案の題目に書いてあることまで一々大臣に私

しに公務義務者を別にここに初めて作り出すのだということは、これはもうその人にしてみたら大へん迷惑な話ですよ。大蔵省のお役人の諸君は、なあに書いてあつたからいいのだ、おれの方はかけるのだ、公務員の義務だといふことをいって、あつさりこれはかけられけれども、何もかかっておらぬやつを新たにとられるとなると、その人の身になつてみなさい。同じ国民ですよ。主権者ですよ、今の憲法からいう

質問はござりませんが、御質問にございましたから、簡単にお答えをいたします。私は御指摘の趣旨は十分わかっておりまます。案を作るについても、もちろん入場税減税の構想そのものについても、あなたの言われたようなことを考えて当つて参つたつもりでありますかが、また他面、政党政治でありますから、党側のいろいろの税制委員会もしくは政策審議会等を経ました御意見等が、また入場税については今回はやるなどという意見等も最初はありましたけれども、しかし、大蔵省の方で独自な整理、合理化をやりたいといふ意思があるならば、それは減税の公

りであります。しかしながら、今日こういちふうに提案をされておりますので、予算の修正等を伴うことについて私は今ここであらかじめ賛成かといわれましても、それは無理であることは御承知でありますようと思ひますから、私は基本的な考え方の方の推移の結果こういちふうになつたということを申し上げるにとどめまして、今指摘されましたような山村委員なりあるいはまた皆様方の研究されました結果なり等の数字については、主税局長から答弁をさせることにいたします。

○山村(庄)委員 次は、織物税について。この間大臣に、これは私は新税だ

は責める必要はなかつたんや。書いてあるから私ははつきりと新税と認識しておる。

それから、でこぼこ調整をやるのだ。税の公平を期するのだ。これもようわかるのです。しかし、でこぼこ調整といふものは、現在かけておる物品税なら物品税、何税でもよろしい、そのうちに、高過ぎるとか安過ぎるとか、これがいいとか悪いとか、こんなものさっぱりいかぬからちやいしてしまえ。これはいいからもうちょっと上げるのだ、国民も納得するだろうといふものを調整していくのが税の調整だ。現在かけておるものの中で一番

たら。その主権者に、納得もいかぬやつを勝手にばつと、この機会に、いいときやというてかけていくと、いうのは、これは單恥なだまし討ちのやり方なんだ。卑怯なだまし討ちをやら、あのうしろはち巻たすきがけで、このだまし討ちのかなき討ちに来るのだ。かたき討ちの装束でわいわいと出てくる。写真を見せてあげましょか。そして、しかもこれが納税対象者は何はあるのかと聞いたら、その納税対象者は日本国じゅう合わして千人くらいだということを、税務当局は、主税局の役人はいう。この新税の対象者は千人やという。大阪だけでも二千

人からあります。どこのうちに行つて、も、どこの洋服屋に行つたかで、どこの着物屋に行つたかで、一メートルが五千五百円以上の洋装生地、二万五千円以上の和装生地または帯、そんなものの三枚や五枚、二本や三本店に飾つておかなければ商売にならぬ。みなありますわ。そしてわしらに説明するときは千人やという。そんなインチキいうておる。これは日本國中に何はあるか。これはみんな税の対象者となつて、これからあのいはり散らかした税務官吏がどこどこと片つ端から行く。お前のところの帳面てきておるか、お前のところの商売何ばした、お前のとこどうや。——ことしはわしは絶対に反対という意思を表明をしておるんだが、たとえは、あんた方との相談の上で、ときによつたら来年か再来年、ちょっとでも、名目だけでもといふ話があつたから、名目だけで置いておくんだつたら、名目だけ公平にするといふのであつたら、全國の小売業者、何万人という人に恐怖心を起さして、そほど、税務署の役人、大蔵省の役人がふえてきて、景氣はいいかもしけぬけれども、國民はたまらぬ。月給だけでも何ば払うか。取る意思はないんや、公平のため、作文のためだけといふなら、何もこんな実質的に多くの人に迷惑をかけるようなことはせぬと、ことはしまは減税の年だから——そのことは大臣にわしがよう言つたら、お説ごともだと言つた。わずかに五億か六億の金がないのか。なければわしに相談しなさい。わしが出してやる。大阪府はわずかに四百億か五百億や。その中からでも五億や六億のやり繰り算

段はわしはやつてきなんだ。一兆四千億の大予算を持つて、こんな悪税、世間に評判の悪い、増税じゃない新税だと言われるよくなことをやつてもいいたくない。わが党の名折れだ。こんなものを出してくるのは間違っているが、名前だけだったら来年か再来年、どうしてもやらなければならぬのだつたら、原産地の一部に向けて、今の小売価格くらいの、製造価格でかける。名前だけだつたらそりしなさい。大臣は、税金はほしいことないのや、そんなやり繕りくらい何ぼでもする。お前に出してもらわぬでも幾らでもやると、おとつい言うた。それだから、これはことは一つ真剣に考え方直してもらおう。高級々々々、えらい高級というふうに言いますけれども、高級々々々と言う前につけて、われわれに感心させようは、実際政務次官知っていますか。これは女給や芸者が着るのや。女給や芸者は、これは労働服ですよ。これはぜいたくなるところの高級服と違うのや。また舞台に立つ連中・団体でも演芸やるやつでも、これらの連中は、こんな高いものを着ぬと映らぬし、そらやらぬとはやらへぬで、飯食うていけぬ。そやからやりよる。この点をよく考えてもらいたい。わしが女給や芸者のひいきをしたらよらないと言われるのもかもしれないけれども、事実そうです。そんなこと若い連中はあまり人の前で下り差し押さえ一つするにしたって、営業用什器はちょっと遠慮せんならぬ。もしも、税金を滞納したからといふて差し押さえしても、競売というときになますと、そう勝手にできまへんで。た

とえば飲食店のテーブルとか食器は差し押さえできまへんよ。そんなもんしよつたらそれこそ悪税になる。そんなものまで入れて競売したら営業妨害で、飯食うていけぬ。女給や芸者や舞台に立つ連中は、こんなん着なかつたら商売にならぬ。飯食うていけぬ。営業用の道具や。税の本質から考へてもらはう。臣も考へておる。かけたこともあるのや。新税と言わぬけれども、文書には新たに課税するとはっきり書いて出しては世の中はいかぬ。これは大藏大臣も考へておる。かけたこともあるのや。金はあるといふ。金ないからかけるのと違う。デコボコを是正する。体裁だけや。そんなんふうな体裁や見榮を張る必要はありません。としあんどうしても撤廃してもらいたい。こんなことは悪名を着せられる。これから知事選挙も地方選挙も参議院選挙もやつていかんなならぬ。せつかくことには旗じるしにかけて減税といふてやってきた。それに協力しても、その舌の根もかわわかぬ先から新税をかける。この減税については社会党といふども賛成している。減税反対とちつとも言わぬ。えらいことを自民党にやられたと心うちはよう思つていなかもしれぬ。せつかくよいことをやつてもらいながら、ちよつとしたことから、あのアリの一穴から大きな堤防がくずれて大災害を受けようなどがある。これは一つ考えてもらいたい。無理無体に言わぬと、きちつとした答弁せいとは言いませんが、一つ考えてもらいたい。

○山中政府委員 提案をしておるのでありますから、しかつめらしい答弁をせよと言わればできぬこともありますし、提案の趣旨の説明は当然しなければならぬこともありますが、山村さんは与党的委員でありますから、ものは相談しやという程度で、その趣旨は十分耳聴いたしましたから、お互に政党内閣として今後御相談を申し上げましょということで答弁を終りたいと思います。

○早川委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明二十九日午前十時十五分より開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時五十八分散会

大蔵委員会議録第五号中正誤

10. The following table summarizes the results of the study.

昭和三十四年二月二十四日印刷

昭和三十四年二月二十五日發行

參議院事務局

印刷者
大藏省印刷局